

テーマ	内容	回答
制度概要 【基本的内容】	補助金か何かがあるようだが、どんなものか？	→コロナウイルスや資材・物価高の影響や人材不足など様々な課題がある中で、認定支援機関からのアドバイスを受けながら計画し、経営の改善や向上に積極的に取り組む事業者に対し支援金を支給するものです。
制度概要 【基本的内容】	申請までの流れを教えてください	→ご自身による課題把握、それに対し専門家と面談による共有、解決策と今後の計画を向上させることを目的としたアドバイスをいただくことを前提とし、以下の流れでご申請ください。 (流れ) ①どのような課題があるのか自身で洗い出し ②専門家と面談しアドバイスを受けながら計画 ③認定支援機関の認定署名 ④必要書類の完備 ⑤市への提出
制度概要 【基本的内容】	課題解決に着手とあるが、具体的には？	→課題解決に対する着手は会社によって取り組みは異なるが、何をもちて着手かは指定しておりません。(例) 人手不足を課題としたら求人や〇〇に求人営業をかける等
制度概要 【基本的内容】	課題とはどのようなもの？	→その会社によって異なります。売上増加(販路拡大)や利益率の改善(価格・固定費の見直し)はもちろん、人材(人手不足・事業承継)やIT(ホームページ作成・電子決済)などあらゆる課題が想定されます。
制度概要 【基本的内容】	申請書類はどこで入手できる？	→申請書一式は産業振興課窓口(本庁舎2階48番窓口)でお渡し、もしくは立川市のホームページからダウンロードいただけます。
制度概要 【経過報告】	支援金支給後の報告とはどのようなものか？課題解決ができなかった場合は支援金を返還することになるのか？	報告はアンケートにご協力いただくものです。取組実施の結果、計画通りにいかず課題解決ができなかった場合でも、支援金の返還を求めるものではありません。
制度概要 【経過報告】	今後経営が改善しない可能性も考えられるが、5年後などに抜き打ちの検査や調査はあるのか。	抜き打ち検査は考えておりません。ただし、「6.申請後の注意点」にも記載がある通り、報告を求めた際は応じていただきますようお願いいたします。
制度概要 【更新情報】	更新情報はどこで確認すればいいのか？	都度ホームページで更新情報は掲載させていただきます。
制度概要 【支給要件】	計画書を作成すれば支援金を受け取ることができるという認識でいいか	支援金を受け取るために計画書を作成するというものではありません。積極的に経営を改善しようと勤しまれる事業者に対して支給する支援金であることをご理解ください。
専門家(認定支援機関) 【専門家向け】	認定支援機関に取引がない方で、支援金申請の相談を受けた場合は、この経営改善取組計画書を作成すればいいのか？	支援金を受け取るために計画書を作成するのではなく、経営改善を図りたいという中での計画書の作成・支援金であるため、本質の流れに沿ったご対応をお願いします。 クライアントからの相談を含む認定支援機関名の記入に留まるご対応はご遠慮ください。
制度概要 【支給要件】	自宅兼事務所は他市、店舗が立川市内でも該当するか	→ 該当します 。確定申告書に自宅住所と店舗住所記載があるかご確認ください。
制度概要 【支給要件】	2店舗分の申請はできるか？	→ できません 。2店舗あっても1事業主1回限りです。
制度概要 【支給要件】	もし他市で同じような補助金が始まったなら在上市分と事業所のある立川市に併せて申請しても平気か？	現状、申請できない要件にはなっておりません。万一そのような状況になった場合には再度検証し、ホームページ等でご案内いたします。
制度概要 【資金使途】	支援金は専門家への謝礼として使用するのか	支給した支援金の使い道までは指定しておりません。専門家への相談によって費用が発生する場合は、それに充当することも可能です。
制度概要 【対象業種】	社会福祉法人、一般社団法人、NPO法人は対象となるか？	NPO法人は対象となりますが、社会福祉法人、一般社団法人は対象となりません。

テーマ	内容	回答
制度概要 【対象業種】	本人保有の不動産で不動産業を営み、確定申告をしている。 息子と土地の1/2ずつ所有しており、息子は市外で所有、私は市内の土地を保有しているが、対象か？	継続して1年以上市内で事業を営んでいれば対象となります。（要件には該当する） ただし、改善の内容がわかるように（課題に対してどのように改善するのか？数値を提示したり、客観的に見て改善している・今後する等が分かるように記載）また、要件には該当しますが、審査結果は対象の可否と異なる場合があります。
制度概要 【対象業種】	農家は該当するか	該当します。農家は中小企業基本法に該当するため、法人も個人の農家も該当します。
制度概要 【対象業種】	本店登記は立川市、支店は埼玉県の場合は申請要件に該当するか。 本店では経理など事務のみ。	該当します。
制度概要 【取組内容】	空調の効率化とかでもいいのか？ （具体的な内容の確認の場合）	認定支援機関に相談し、費用対効果などを鑑みたくて経営改善となる取組であるならば可能です。
専門家（認定支援機関） 【一覧】	東京都中小企業振興公社の相談員は該当するか？	経済産業省認定経営革新等支援機関に登録をされている専門家であれば該当します。
専門家（認定支援機関） 【一覧】	専門家とは、どこに相談すればいいのか？	お取引のある金融機関、商工会議所、相談している土業のうち認定経営革新等支援機関に登録されている先です。登録の有無は経済産業省のホームページ内「認定経営革新等支援機関 一覧」よりご確認ください。
専門家（認定支援機関） 【一覧】	専門家を市で紹介してもらえるのか？	立川市で個別の専門家を紹介することは出来かねます。
専門家（認定支援機関） 【記名】	支援機関として、誰の名前を書けばよいか？経営改善サポート支援として専門家派遣を行っている。	相談内容や相談実績を問合せするため、その内容がわかる方を記載してもらえれば結構です。派遣している方が認定機関ではないので、認定機関となっている団体名の記載をお願いいたします。
専門家（認定支援機関） 【その他】	経済産業省認定経営革新等支援機関に登録をされている専門家、とあるが、登録番号を記載しなくていいのか？	R6.4.3版で申請内容確認書にID（登録番号）欄を追加したので、記載をお願いしたい。（R6.4.3追記）
専門家（認定支援機関） 【費用】	無料で経営改善のための計画書を作成しているが、無料でも構わないのか？この制度は有償で税理士や会計士に相談された方が対象なのか？	経営改善のために計画書を作成したことに対する支援金なので、無料有償問わない。
提出書類 【押印】	印鑑はなんでもいいのか？	個人は認印で結構ですが、法人は登記している印鑑（実印）の押印をお願いいたします。
提出書類 【計画書】	販路拡大のために、従業員の時間外を増やして取組む、といった内容でもよいのか？	経済産業省認定支援機関が認めた経営改善計画という前提で受理します。しかしながら、経営改善計画としては、単純に従業員の時間外を増やすだけで販路拡大できるのかという点に疑義があります。当社は営業を実施する会社で、新規先を中心にアプローチしたいから時間外を増やして販路拡大につなげる、など数値でも分かる内容であると確認がスムーズになります。
提出書類 【計画書】	既に金融機関所定の計画書を作成している場合は、それを添付でOKか？	申請書裏の※に記載の通り、計画書を添付いただければ結構です。 ただし、経営改善をした相談日が要件の期間（R5/4/1～受付期限）に該当しているものに限りです。
提出書類 【計画書】	申請は電子？	紙面での申請となります。窓口か郵送でお願いいたします。
提出書類 【全般】	決算書の販売管理費内訳が手元にないが、提出は必須か？	改善計画とあわせて審査の際に確認させていただくので、必須となります。

テーマ	内容	回答
提出書類 【納税・完納証明】	市区町村により住民税を納めている個人への完納証明書の発行をしていない場合どうしたらよいか？	直近年度の市民税の納税証明書をご提出ください。
提出書類 【履歴事項】	履歴事項全部証明書は、インターネットダウンロードのもので良いか？	インターネットダウンロードでも結構です。